



平成30年4月
横浜税関

知的財産侵害物品取締強化期間

4月23日(月)～5月6日(日)

横浜税関では、国内に輸入される知的財産侵害物品の水際における発見・摘発の為、「知的財産侵害物品取締強化期間」を定め、重点的な貨物確認等を実施します。



【平成30年3月報道発表資料】

ニセモノやコピー商品などの知的財産侵害物品の流入は、経済・産業の発展を損なうだけでなく、消費者の健康や安全も脅かします。



知的財産侵害物品の輸入差止件数の推移(横浜税關)



平成29年の管内の知的財産侵害物品の差止件数が過去最多を記録(深刻な状況)。